

議第一号

徳島県議会会議規則の形式を左横書きに改正する等の規則の制定について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和八年三月十日

提出者

眞貝浩司 仁木啓人
福山博史 原徹臣
岡本富治 嘉見博之
山西国朗 重見佳之
長池文武 井川龍二
立川了大

徳島県議会議長

須見一仁殿

徳島県議会会議規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている徳島県議会会議規則の一部を改正する規則及びこの規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

2 前項の規定によることが適当でないとき認められるときは、議長が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和八年三月十日

提出者

嘉見博之 岡本富治 眞貝浩司 原徹臣 須見一仁 井村保裕 岡真田琢巳 川田琢巳 木下賢功 平山尚道 仁木啓人 長池文武 竹内義了 立川了大 寺井正邇 近藤一哉 梶原一晋 曾根大志 扶川淳志 岸本淳志 浪越憲一 井下泰憲 井川龍二 庄野昌彦 東条恭子 元木章生 古野明司 大塚明廣 沢本勝彦 岡田理絵 福山博史 山西国朗 山清佳之 重清佳之

徳島県議会議長

須見一仁殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の国家公務員の期末手当の改定に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当について所要の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和八年三月十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 須見一仁 殿

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例（平成二十六年徳島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例

第一条中「振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺（以下「振り込め詐欺等」という。）」「を「特殊詐欺等」に、「振り込め詐欺等の」を「特殊詐欺等の」に、「及び事業者」を「事業者及び青少年の育成に携わる者」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 特殊詐欺等 次に掲げる行為をいう。

- イ 詐欺（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。以下同じ。又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下「相手方」という。）を電話、郵便、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法（以下「振込み等」という。）により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの及び詐欺に当たる行為のうち、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制のサービスをいう。）その他の通信手段を用いて対面することなく交信を重ねる等して相手方を欺いた行為者が、自らを信頼するに足るものと誤信させた状況で、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの
- ロ 窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、相手方の住居その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの
- ハ 強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、在宅状況、資産状況、世帯人数その他の状況を確認した上、相手方の住居等に赴き、暴行又は脅迫を用いて財物を強取するもの
- ニ 恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、併せて脅迫を用いて畏怖させ、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの
- 第二条第二号から第六号までを削り、同条第七号に次のように加える。

ホ 店舗において、顧客に対面する方法によりプリペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第一条第三項第五号の番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証票をいう。）を販売する者

ヘ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第十項の職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者（同条第六項の募集情報等提供を業として行う者を含む。）をいう。

ト イからへまでに掲げる者のほか、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

第二条中第七号を第二号とする。

第三条第二項中「事業者」の下に「、青少年の育成に携わる者」を加え、「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改める。

第四条第一項中「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改める。

第五条第二項中「振り込め詐欺等」を「必要に応じて、警察その他の関係機関と連携し、特殊詐欺等」に改める。

第七条中「間で」を「つながり及び助け合いの重要性を認識し」に、「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（被害防止に関する留意事項）

第八条 県民は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 現金自動預入払出兼用機を利用しようとする場合にあつては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話端末その他の無線通信機械器具を使用しながら現金自動預入払出兼用機を操作すること。

ロ 現金自動預入払出兼用機の利用に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたり現金自動預入払出兼用機を占拠すること。

二 宅配便（貨物自動車運送事業法第二条第六項の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であつて、一定の重量以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うものをいう。）を利用しようとする場合にあつては、第二条第二号ハに規定する者が定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

三 インターネットを利用した金融取引その他の預貯金口座に係る手続を行おうとする場合にあつては、家族又は金融機関以外の第三者の指示に従つてこれを行わないこと。

第六条中「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 県民及び事業者は、特殊詐欺等の犯行の拠点、特殊詐欺等の犯行に利用されている空家その他特殊詐欺等に関連すると疑われる施設に係る情報を入手したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県民及び事業者は、著しく高額な報酬の支払を示唆する等して特殊詐欺等の実行者を募集していると疑われるインターネット上の情報を入力したときは、インターネット・ホットラインセンター又は警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（青少年の育成に携わる者の役割）

第六条 青少年の育成に携わる者は、青少年及びその家族が特殊詐欺等の被害を受けないようにするとともに、青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、青少年に対する指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特殊詐欺等による被害の深刻化の状況に鑑み、多様化する特殊詐欺等の手口に的確に対応するとともに、特殊詐欺等に関する県民の関心及び理解を一層深め、県を挙げてより実効性のある被害防止策を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。